

特定社会保険労務士・行政書士

廣藤事務所便り

連絡先：〒790-0811
愛媛県松山市本町6-11-1 プレジデント松山 210
TEL：089-989-7257



カスハラは放置は企業の責任を問われます

昨年12月に公表された連合の調査結果によると、カスタマー・ハラスメントで一番多いのは「暴言」(55.3%)、次いで「説教など、権威的な態度」(46.7%)だそうです(「カスタマー・ハラスメントに関する調査2022」)。この調査は、18歳～65歳の被雇用者・フリーランスで、直近3年間で自身もしくは同じ職場の人がカスタマー・ハラスメントを受けたことがある人1,000名に質問を行ったものです。

◆カスハラは増えている

人手不足によるサービスの变化・低下やコロナ禍を背景に、カスタマー・ハラスメントの発生件数が増えています。直近5年間で「発生件数が増えた」との回答が36.9%あったそうです。

カスハラが発生したきっかけとして、勘違いや嫌がらせ、商品・サービスへの不満もありますが、「制度上の不備」との回答が16.3%あったそうです。制度の不備とは、「不備な制度の放置」でもありますので、会社の責任という面が強いと思われる。

◆カスハラ放置の影響

どのようなきっかけのカスハラでも、それを放置していると会社の安全配慮義務違反を問われることにつながります。会社は、従業員の心身の安全を守る必要がありますが、この調査によると、カスハラ対応マニュアルの作成や研修を行って

いる会社は半数以下のようなのです。

カスハラにより、従業員のストレスが高まり心身に不調が発生し業務が行えなくなる、満足な対応が行えない会社の状況を見た他の従業員が辞めてしまう、そうした情報が広まり人材の採用ができない、といった悪循環が生まれます。

カスハラを放置しない、発生した場合のサポートを行うことについて、現場任せにせず、カスハラを容認しない方針を会社として対外的に発表する、社内規則を整備する、マニュアルを整備するといった対策について、会社は十分に検討して実施する必要があります。

【連合「カスタマー・ハラスメントに関する調査2022」】

<https://www.jtuc-rengo.or.jp/info/chousa/data/20221216.pdf>

外国人雇用の届出状況を発表～厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ

厚生労働省は1月28日、昨年10月末現在の外国人雇用についての届出状況の取りまとめを公表しました。

届出の対象は、事業主に雇用される外国人労働者(特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除く。)で、数値は令和3年10月末時点で事業主から提出のあった届出件数を集計したものです。

◆外国人労働者数、外国人を雇用する事業所数ともに、届出の義務化以降最高を更新

外国人を雇用する事業所数は 28 万 5,080 か所、外国人労働者数は 172 万 7,221 人で、昨年 10 月末現在の 26 万 7,243 か所、172 万 4,328 人に比べて、1 万 7,837 か所、2,893 人の増加となっています。

外国人を雇用する事業所数および外国人労働者数ともに、平成 19 年に届出が義務化されて以降で最高の数値を更新したものの、対前年増加率は、事業所数で 6.7%と前年 10.2%から 3.5 ポイントの減少、労働者数で 0.2%と前年 4.0%から 3.8 ポイントの減少といずれも減少しています。

◆国籍別では、ベトナムが最多の 45 万 3,344 人。次いで中国、フィリピン

国籍別にみると、ベトナムが最も多い 45 万 3,344 人で、外国人労働者数全体の 26.2%を占めています。次いで、中国 39 万 7,084 人(同 23.0%)、フィリピン 19 万 1,083 人(同 11.1%)の順となっています。

◆産業別では「製造業」が最多で、全体の 27.0%

外国人労働者数の産業別の割合をみると、「製造業」が 27.0%を占め、次いで「サービス業(他に分類されないもの)」が 16.3%、「卸売業、小売業」が 13.3%となっています。

※外国人雇用状況の届出制度は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援などを目的とし、すべての事業主に、外国人労働者の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣(ハローワーク)へ届け出ることが義務付けられています。

【厚生労働省:「外国人雇用状況」の届出状況まとめ(令和3年 10 月末現在)】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_23495.html

職場の生産性低下を招くことも…… 積極的に花粉症対策に取り組みましょう!

◆花粉症のシーズンが始まりました

毎年多くの人を悩ませる花粉症。2023 年も花粉のシーズンがやってきました。今年のスギ花粉の飛散量は、過去 10 年平均の 2.3 倍ともいわれています。飛散量が多い年は初めて発症する人が多いとの指摘もされていますから、今年には特に注意が必要です。

◆花粉症による労働生産性の低下は大きな問題

花粉症は、くしゃみ、鼻水、鼻づまり、目のかゆみといった症状を引き起こし、生活や仕事に決して小さくない影響を及ぼします。実際、スギ花粉症に代表されるアレルギー性鼻炎患者の労働生産性の低下による経済的損失は、日本全体で年間 4 兆円とも 5 兆円とも試算されているところ です。

くしゃみや鼻をかむことで作業が中断させられたり、目のかゆみや鼻水で集中力を保ちづらかったり、鼻づまりで口呼吸が増えることにより体内に取り込む酸素の量が減少して判断力が低下したり……花粉症の従業員のパフォーマンスの低下を感じている方は少なくないのではないでしょうか。

◆花粉症対策に取り組む企業も!

このような状況を踏まえ、企業として花粉症対策に取り組むところも出てきています。例えば、オフィスがそれほど広くない場合は、フィルター式の空気清浄機を設置することで、ほぼすべての種類の花粉を効率的に取り除くことが可能です。カーペットが静電気を帯びているとオフィス内に花粉が付着・蓄積しやすくなりますから、専門業者に帯電を防ぐ処理を依頼するのも有効です。花粉飛散のピーク時には在宅勤務を認めることも考えられるところ です。

福利厚生として「花粉症手当」を設けている企業もあります。このような企業では、申請により医療機関の受診料や治療薬の費用を助成したり、花粉症専用マスクや目薬などの花粉症対策

グッズを支給したりすることで、意識的に治療に取り組んでもらい、仕事の効率アップを図っています。

花粉症は対策も取りやすく、またその効果も実感しやすいものです。取組みを検討してみませんか。

- 個人事業者の消費税の確定申告期限[税務署]

3月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>
[公共職業安定所]

15日

- 個人の青色申告承認申請書の提出<新規適用のもの>[税務署]
- 個人の道府県民税および市町村民税の申告[市区町村]
- 個人事業税の申告[税務署]
- 個人事業所税の申告[都・市]
- 贈与税の申告期限<昨年度分>[税務署]
- 所得税の確定申告期限[税務署]
- 確定申告税額の延納の届出書の提出[税務署]
- 財産債務調書、国外財産調書の提出
- 総収入金額報告書の提出[税務署]

31日

- 健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出[年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日>
[公共職業安定所]